

利 用 料 金

令和6年4月現在

要支援 1・2

総合事業対象者

地域区分の単価熊谷・吉見10.14円東松山10.27円

	1月あたりの利用料金	1日あたりの利用料金
支援 1	18,465円	1,847円
支援 2	37,187円	3,719円

加算

	単位	算定要件
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援1	144/月	介護福祉士が50%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援2	72/月	介護福祉士が50%以上

要介護認定者

通常規模

地域区分別1単位の単価10.14円

	6～7時間	5～6時間	4～5時間	3～4時間
介護1	584	570	388	370
介護2	689	673	444	423
介護3	796	777	502	479
介護4	901	880	560	533
介護5	1008	984	617	588
受診後の利用や早退による短時間利用時適用				

加算

	単位	現在請求加算	算定要件
入浴介助加算	40	○	入浴を利用した場合
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	○	専従で1名以上配置(配置時間の定めなし)3ヶ月ごとの居宅訪問要する。
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76		専従で1名以上配置(サービス提供時間帯を通じて配置)3ヶ月ごとの居宅訪問要する。
中重度ケア体制加算	45		利用者総数のうち要介護3以上に該当する利用者が30%以上で、職員配置を指定基準よりも2以上配置されていること
* サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22/回(日)		介護福祉士が70%以上 or 勤続10年以上介護福祉士25%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18/回(日)	○	介護福祉士が50%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6/回(日)		介護福祉士が40%以上 or 勤続7年以上介護福祉士30%以上
処遇改善加算Ⅰ	5.90%	○	介護職員全般の処遇改善目的で一定の要件を満たしたとき
特定処遇改善加算Ⅰ	1.20%	○	技能、経験のある職員の処遇改善目的で*を算定していること
特定処遇改善加算Ⅱ	1.00%		技能、経験のある職員の処遇改善目的で*以外を算定していること

LIFEへの情報提供後算定開始

個別機能訓練加算(Ⅱ)	20/月	○	個別機能訓練加算(Ⅰ)に上乗せして算定
ADL維持加算(Ⅱ)	60/月	○	利用総数が10人以上で、6ヶ月毎にADL値を測定し、測定が属する月毎に厚生労働省に提出していること。
科学的介護推進体制加算	40/月	○	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症状況、心身の基本的な情報を厚生労働省に提出していること。

実費

食事代(おやつ代含む) 780円	レクリエーション(製作時実費)		
リハビリパンツ 200円	フラットタイプ 150円	パット 50円	

持 ち 物

- 1、上履き（踵のある動きやすいもの）
- 2、歯磨きセット（歯ブラシ・コップ・歯磨き粉）
- 3、着替え（下着、汚れ物を入れるビニール袋）
- 4、バスタオル、フェイスタオル（入浴する方）
- 5、（初回）介護保険証・介護保険負担割合証・お薬の説明書